

郷土を愛し、よりよい小浜と日本の未来を創造しようとする児童生徒の育成をめざす

(学校の教育目標)

いきいき!!キラキラ!! みんな みがこう

- ・素直で明るく、学校生活に満足している児童が多い。
- ・友だちを思いやり、助け合える子に。
- ・生命を大切にする子に。

(めざす子ども像)

よく考え、一生懸命学び合っている子

言葉の力を得、心を合わせてのびる子

心身ともに健康で、郷土を愛する子

(人権教育目標)

一人一人を大切に、高い人権意識を持った子どもを育成する。

	低学年	中学年	高学年
生命	命の大切さに気付かせ、安全な生活ができるようにする。	かけがえのない命を大切に、進んで健康増進に努めていこうとする生活態度を養う。	自他の生命の尊さを理解し、みんなの力で生命を脅かすものをなくしていこうとする態度を養う。
人権	差別的な言葉や行動に気付かせ、注意する態度を育てる。	差別的な言葉や行動に気をつけさせ、なくそうとする態度を育てる。 差別的な言葉や行動を許さず、解決していこうとする態度を育てる。	様々な人権問題について知り、差別を解決していこうとする態度を身につけさせるとともに差別の現状や差別が生じた原因を理解させる。
集団	人にいやな思いをさせないで、誰とでも仲良くできるようにする。	自分の考えを述べたり、助け合ったりできる集団を目指し自他の人格を尊重する態度を養う。	学級内の問題をみんなで解決していこうとする態度を育てる。
コミュニケーション	先生や友だちの話をしっかり聞く態度を養う。	友だちの意見を尊重しながら、自分の意見をきちんと主張できるようにする。	集団の考えを深め、真実を追究していく学習態度を育てる。

各教科

- ・基礎学力の向上を図り、科学的・合理的なものの方や考え方を育てる。
- ・実用的な技能を修得させたり、差別解消に必要な価値を認識させたりする。
- ・自己の主張や表現の場を設け、調和のとれた人間形成を目指す。

道徳

- ・生活の中の様々な矛盾・不合理・偏見に気づき、解決する力を育てる。
- ・お互いの人権を尊重しようとする心身の育成を図る。
- ・生命を尊重する精神を育てる。

総合的な学習

- ・学級(学年)でテーマに取り組み、探究活動を展開する中で、自他の人権を尊重した温かい人間関係の育成を図る。
- ・さまざまな人とふれあう中で、自己の生き方を考える。
- ・さまざまな人と、交流できる資質や能力を育てる。

特別活動

〈学級活動〉

- ・具体的な諸活動を通して、生活の諸問題を解決し、民主的な集団の育成を図る。
- ・差別や不合理、偏見に関する問題について見逃さず解決を図る。
- ・生命尊重の観点から、性教育や保健指導を行う。
- ・璋がい理解学習を通して、相手を認め共に生きていこうとする心の育成を図る。
- ・ニンカウンターなどの活動を通して、自尊感情を高め、自他を大切にしようとする態度の育成を図る。

〈児童会活動〉

- ・学校生活の充実と向上のための諸問題を話し合い、自主的・実践的に活動しようとする態度を養う。

〈学校行事〉

- ・行事への主体的な参加の中で、相互の連帯感を深め、集団への所属意識を持たせる。

〈クラブ活動〉

- ・同好の興味・関心を追究する活動の中で、仲間意識・連帯感を深める。

その他教育活動

- ・個別指導や教育相談活動を行い、個の自己実現を図るとともに規律ある集団を組織していく。
- ・教育活動全体を通して、人権を尊重する態度を育てるための指導を徹底する。

家庭や地域との連携

- ・PTA活動の中で、人権教育の推進について理解と協力を得る。
- ・保・幼・小連絡会や小中連絡会を持ち、人権教育についての情報交換を積極的に行う。
- ・家庭・地域・学校協議会を持ち、人権教育についての情報交換を積極的に行う。

令和5年度 人権教育推進計画

学校名		小浜市立小浜小学校		学校長名		細野 聖子	
学級数	11	児童数	238名	教職員数	18名	人権教育主任名	岩本 文恵

1. 人権教育目標

一人一人を大切にし、高い人権意識を持った子どもを育成する。

2. 重点努力目標

- ・自尊感情を高め、自他を大切にし、互いに助け合える集団の育成をめざす。
- ・自分の思いを伝え、友だちの思いを聞くコミュニケーション能力を培う。
- ・命の大切さに気付き、自他の生命を大切にできる子の育成をめざす。
- ・さまざまな人と交流する中で、他者を理解し自己の生き方を考える態度を養う。

3. 具体的推進計画

(1) 各教科でねらうもの

<各教科・道徳>

- ・「差別に気付き、これを認識して、解決に向けて努力するために、各教科の基礎・基本といわれるものを確実に身に付けることが、最も基本的なことである」という共通理解のもと、指導にあたる。
- ・各教科の特性を重視しつつ、科学的・合理的なものの見方や考え方を育て、自己表現の場を設ける。
- ・国語科では、確かで豊かな表現力を育てることを目指し、実践する。また、文学教材を通して、感動したり、人の生き方にふれたりする機会を持つ。
- ・社会科では、社会現象を正しくとらえたり、公正に判断したりするなど公民的資質を育てる。
- ・理科や体育科の保健領域においては、生命の大切さについて理解を深める。
- ・生活の中にある、様々な矛盾・不合理・偏見に気付き、厳しく追究し、解決できる力を育てる。
- ・正しいと信じることをやり遂げる強い精神力を育てるとともに、人権尊重の心を育てる。
- ・自他の生命を大切にする心を育てる。
- ・様々な人権問題を知り、差別を解決していこうとする態度を身につけさせるとともに、差別の現状や差別が生じた原因を理解させる。6学年では、拉致問題を取り上げる。

<特別活動>

- ・学級活動では、児童中心の具体的な活動を通して、生活上の諸問題を解決し、積極的に協力し合う集団の育成を図る。また、教師主導の活動では、差別に関わる問題を見逃さずに扱う。
- ・児童会活動では、学校生活の充実と向上のための諸問題を話し合い、積極的に協力し合う集団の育成を図る。
- ・学校行事では、学校生活の充実と発展に資する活動を行い、集団への所属意識を持たせる。

<総合的な学習の時間>

- ・学級（学年）でテーマに基づき、探究活動を展開する中で、自他の人権を尊重した温かい人間関係の育成を図る。

(2) 教職員の研修

- ・児童理解の場を設け、人権教育の充実を図る。
- ・気がかりな児童の理解を通じて、教員の人権意識の高揚をめざす。

(3) 全校児童に対する取組み

- ・個別指導や教育相談を実施し、個に応じた対応及び児童理解を図るとともに、集団としての力を高めていく。
- ・縦割り班活動による清掃や集会活動等の交流を通して、よりよい集団づくりをめざす。

(4) 保護者に対する取組み

- ・PTA活動を通じて、人権教育の推進について理解と協力を得る。
- ・学校参観日の設置
- ・学年通信の発行
- ・教育懇談会
- ・家庭訪問
- ・教育講演会